

## 第 5 回

# 相模原市・藤野町合併協議会会議録

平成17年11月7日

相模原市・藤野町合併協議会

# 第 5 回 相模原市・藤野町 合併協議会 会議録

## 目 次

会議次第.....	1
出欠席者名簿.....	2
開 会.....	3
あいさつ.....	3
議 事.....	4
そ の 他.....	41
閉 会.....	44

## 第5回相模原市・藤野町合併協議会会議録

日時：平成17年11月7日（月）午後2時から

場所：けやき会館 5階 大樹の間

### 会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

#### 協議事項

協議第27号 使用料、手数料の取扱いについて

協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第29号 清掃事業の取扱いについて

協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて

協議第31号 防災事業の取扱いについて

協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について

#### 報告事項

報告第11号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その3

4 その他

（1）今後の協議会開催日程（案）について

（2）その他

5 閉 会

## 出欠席者名簿

### 出席委員（24名）

鈴木謙仁副会長（協議会会長職務代理者）、加山俊夫委員（相模原市長職務代理者）、  
今井満委員、山岸一雄委員、小林一郎委員、久保田義則委員、三橋豊委員、吉本一夫委員、  
石井トシ子委員、河本洋次委員、井口学委員、矢越孝裕委員、中道重幸委員、清水令宜委員、  
鈴木實委員、高橋正二委員、佐々木道他委員、末永義徳委員、中村和裕委員、相澤由美委員、  
佐々木宣彰委員、山崎泰文委員、森繁之委員、小林弘委員

### 欠席委員（3名）

根岸清委員、船橋英明委員、田中克己委員

### アドバイザー

牛山久仁彦 明治大学政治経済学部助教授

### 幹事

倉田修一副幹事長、前田武男幹事

### 事務局職員出席者

田所直久事務局長、内田賢治事務局次長、片野憲治事務局次長、柿澤一夫主幹、  
網本淳副主幹、榎本哲也副主幹、佐藤正行副主幹、鈴木和夫主査

### 専門部会

大貫勲企画部会長、馬場正行総務部会長、小星敏行環境事業部会長、溝呂木和之建築部会長、  
石井秀夫選挙管理委員会部会長、堤俊夫監査委員部会長、矢島博消防部会長、  
佐藤晃会計部会長

### 傍聴者

一般傍聴、報道関係者

開会 午後1時58分

## 開 会

田所事務局長 それでは、間もなく定刻でございますので、副会長でございます鈴木謙仁藤野町長より、開会の宣告並びにごあいさつをお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

## あいさつ

鈴木副会長（会長職務代理者） 皆様、こんにちは。ちょっと会場が広いということで、大変恐縮ではございますが、傍聴席におられる方、声が届いていますでしょうか、ちょっと確認をさせていただきます。

〔「届いているよ」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） ありがとうございます。

本日は、皆様には大変ご多忙のところ、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

只今より、第5回相模原市・藤野町合併協議会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

先ほど事務局の報告にもございましたとおり、本日は、前回の協議会に引き続き、小川会長が療養中でございますことから、議事の進行等につきましては、私が会長の職務代理といたしまして務めさせていただくことといたします。

また、相模原市長の職務代理者であり、本協議会の幹事長でもある相模原市の加山俊夫助役には、委員として協議にご参加をいただき、ご意見等をいただくこととさせていただきます。委員の皆様方には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本協議会は、本日で5回目の開催を迎えることとなりました。本日も、地域自治区等の設置及び都市内分権についてなど、大変重要な事項についてご協議をいただく予定でございます。委員の皆様方には、忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

また、傍聴においていただいた皆様方におかれましても、この合併協議についてご理解を深めていただければ幸いに存じます。

本日も実り多い成果が得られることを期待いたしまして、一言ごあいさつとさせていただきます。

田所事務局長 ありがとうございます。

## 議 事

田所事務局長 それでは、次第の3、議事に移らせていただきます。

議事の進行につきましては、鈴木副会長にお願いをいたします。

よろしくお願いいたします。

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、議長として会議を進めさせていただきます。

委員の皆様には、議事の円滑な進行につきましてご協力をお願いいたします。

また、本日は、本協議会終了後に、第3回相模原・津久井地域合併協議会が開催される予定となっております。このため、会議は概ね4時30分をもって終了させたいと考えておりますので、あらかじめご了解をいただきたいと存じます。

また、協議会の会議運営規程におきまして、協議会の会議録を作成することとなっておりますが、会議録に署名いただくお二人を私から指名させていただきます。大変恐縮ですが、今回につきましては、相模原市自治会連合会会長の三橋豊委員と藤野町商工会会長の佐々木道他委員をお願いをしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、お二人には、後日、会議録の署名をよろしくお願いいたします。

## 協議第27号 使用料、手数料の取扱いについて

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、協議事項に入らせていただきます。

初めに、「協議第27号 使用料、手数料の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

よろしくお願ひします。

田所事務局長 それでは、協議第27号の関係につきまして説明をさせていただきます。

協議会資料、表紙をおめくりいただきまして、1ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第27号 使用料、手数料の取扱いについて。

使用料、手数料の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年11月7日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

1、施設等の使用料については、原則として、現行のまま新市に引き継ぐ。

2、道路、河川等の占用料及び3、手数料については、原則として相模原市の制度に統合することといたしております。

次に、2ページをご覧いただきたいと存じます。

使用料、手数料の取扱いの考え方につきまして、ご説明をさせていただきます。

1の施設等の使用料の取扱いの考え方でございますが、施設等の使用料は、施設利用の対価であり、施設の内容及び建設年度などにより、施設ごとに料金の格差があっても差し支えがなく、また、これまでの各市町の使用料に対する考え方や経緯を踏まえ、原則として、現行どおりとするものでございます。

しかしながら、行政財産の目的外使用料や公共下水道使用料など、新市としての一体性の確保や負担の適正化の観点から合併時に統一した方が望ましいと考えられるものにつきましては、相模原市の制度に統合する方向で調整を図るものでございます。

次に、2の道路や河川などの占用料の取扱いの考え方でございます。

占用料は使用料の一種でございますが、他の使用料とは性質が異なり、施設の内容や建設年度などにより料金の格差を設けることは合理的ではなく、むしろ、新市としての一体性を保つことが望ましいと考えられますので、相模原市の制度に統合する方向で調整を図るものでございます。

次に、3の手数料の取扱いの考え方でございます。

手数料は、特定のものに提供する役務の対価として徴収するものであり、同一のサービスに対する料金は同一であることが基本であると考えておりますので、原則として相模原市の制度に統合する方向で調整を図るものでございます。

次に、3ページをご覧いただきたいと存じます。

3ページから107ページにつきましては、使用料、手数料の取扱いの考え方に基づく調整の具体的方針をお示しするとともに、使用料、手数料の現況比較を記載させていただいております。

なお、調整の具体的方針につきましては、個々の事務事業の一元化の調整の中で並行して検討を行っておりますので、その調整結果を掲載しているものでございます。

初めに、使用料についてでございますが、3ページから7ページに施設等の一覧と調整の具体的方針を、また、8ページから77ページに個々の施設等の主な料金を掲げております。

それでは、恐縮ですが、3ページをご覧いただきたいと存じます。

調整の具体的方針につきましては、協議案に基づき、現行のまま新市に引き継ぐものでございますが、中段の福祉施設のうち児童クラブの育成料につきましては、1市1町の制度が異なる中、事業そのものが合併後3年以内に相模原市の制度に統合することとなっておりますので、育成料につきましても、合併後3年以内に統合するものでございます。

また、佐野川デイサービスセンター、佐野川児童館、青少年広場につきましては、施設的位置付けを検討し、新市に引き継ぐものでございます。

次に、5ページをご覧いただきたいと存じます。

上段の学校教育施設のうち公立幼稚園の入園料・保育料につきましては、各町での料金体系が同一でないことから、合併後の新市において均衡が図れるよう必要な調整を行うものでございます。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと存じます。

財産管理の欄の行政財産目的外使用料及び占用料の欄の各種占用料のうち電柱等に係る部分でございますが、4町と比較し、相模原市の料金は高く、特定の事業者について負担増が想定されますので、経過措置を設けた中、合併後3年間で段階的に統合するものでございます。

続きまして、同じページの公共下水道等の各種使用料についてでございますが、水道使用料及び農業集落排水施設使用料につきましては、藤野町独自の使用料であることから、現行のまま新市に引き継ぐものでございます。

なお、農業集落排水施設使用料につきましては、合併後に他の生活排水処理施設整備事業  
公共下水道・合併処理浄化槽等でございますが との調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、飛びまして恐縮ですが、78ページをご覧いただきたいと存じます。

ここからは、手数料につきまして、調整の具体的方針と現況比較を掲げてございます。

原則として相模原市の制度に統合する、若しくは現行のまま新市に引き継ぐという整理をしておりますが、一部の手数料につきましては、合併時の事務の見直しの中で廃止するものでございます。

また、農業集落排水や上水道に係る手数料など町独自の手数料で、合併後も事務事業とし



て残すものにつきましては、新市に引き継ぐものでございます。

次に、８０ページをご覧くださいと存じます。

下段の保険関連の国民健康保険診療所の普通診断書、死亡診断書、証明書等につきましては、津久井町・相模湖町・藤野町で徴収している手数料でございます。各町とも現状の金額に差異があることから、今後、合併時まで新たな料金設定を行っていくものでございます。

次に、８５ページをご覧くださいと存じます。

下段の環境衛生関連の生活系一般廃棄物の処理及び事業系一般廃棄物の処理に係る手数料につきましては、合併後速やかに、相模原市の制度に統合することとしておりますが、現状の手数料体系に差異があることから、受益者負担の均衡を図る方向で見直しを行っていくものでございます。

以上が、協議第２７号 使用料、手数料の取扱いについての説明でございます。よろしくご協議をいただきますようお願いを申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） ありがとうございます。

只今事務局から、「協議第２７号 使用料、手数料の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきますが、大変恐縮ですが、ご意見等がある方は挙手をしていたいただければ、私から指名をさせていただきます。その上で、お名前を言われてからご発言をいただきたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

また、できるだけ多くの方にご発言をいただきたいと考えておりますので、ご発言はなるべく簡潔にお願いしたいと存じます。

では、只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、願いをいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第２７号 使用料、手数料の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第２７号 使用料、手数料の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第２８号 一部事務組合等の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局、お願いいたします。

## 協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて

田所事務局長 続きまして、協議第28号につきまして説明をさせていただきます。

協議会資料の108ページをお開きいただきたいと存じます。

協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて。

一部事務組合等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年11月7日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

まず、1の一部事務組合の取扱いでございますが、(1)津久井郡広域行政組合についてでございます。藤野町が加入している津久井郡広域行政組合については、平成18年3月19日をもって解散するとされていることから、解散後の業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応する。

(2)神奈川県市町村職員退職手当組合。藤野町が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合については、合併の期日の前日をもって脱退し、その事務は、新市に引き継ぐとするものでございます。

2の機関等の共同設置の取扱いでございます。藤野町が共同し設置している相模湖町・藤野町介護認定審査会については、平成18年3月19日をもって廃止するとされていることから、廃止後の業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応するとするものでございます。

3の事務の委託の取扱いでございますが、(1)の公平委員会事務委託でございます。藤野町が神奈川県に委託している公平委員会事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐ。

(2)公共下水道使用料徴収事務委託でございます。藤野町が神奈川県に委託している公共下水道使用料徴収事務については、合併の期日の前日をもって廃止し、その事務は、新市に引き継ぐとするものでございます。

4の土地開発公社の取扱いでございますが、相模原市に設置されている相模原市土地開発公社については、新市において存続とするものでございます。

5の第3セクターの取扱いでございますが、相模原市に設置されている民法法人・商法法人等については、新市において存続することとするものでございます。

一部事務組合等の取扱いのうち、津久井郡広域行政組合についてでございますが、津久井郡広域行政組合は、構成各町の議会の議決を経まして、4町長連名により、平成17年9月30日付で、神奈川県知事宛てに平成18年3月19日をもって解散する旨の解散届出書が提出されているところでございます。

組合の解散について、相模原市、城山町、津久井町、相模湖町及び藤野町との間で締結された「津久井郡広域行政組合の取扱いに関する協定書」では、現在、城山町及び藤野町の区域で組合が行っている業務については、組合解散後、一部の業務を除き、相模原市が業務を受託することとしており、具体的な調整が行われているところでございます。

さらに、合併後につきましては、相模原市が受託した事務は、そのまま新市に引き継ぐものでございます。

このようなことから、調整方針といたしましては、解散後の業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応するとさせていただいているものでございます。

また、機関等の共同設置の取扱いのうち、相模湖町・藤野町介護認定審査会についてでございますが、これにつきましても、構成各町の議会の議決を経て、2町長連名により、平成17年10月6日付をもって、神奈川県知事宛てに平成18年3月19日をもって廃止する旨の届け出がされているところでございます。

廃止後につきましては、相模原市が業務を受託する方向で調整が行われているところでございます。

さらに、合併後につきましては、相模原市が受託した事務は、そのまま新市に引き継ぐものでございます。

このようなことから、調整方針といたしましては、津久井郡広域行政組合と同様に、廃止後の業務については、住民サービスに支障をきたさないよう対応するとさせていただいているところでございます。

次に、109ページをご覧いただきたいと存じます。

109ページから110ページにつきましては、一部事務組合等の定義などについてお示しをしております。

さらに、111ページには、一部事務組合等の現況比較をお示ししております。

なお、現況比較のうち第3セクターにつきましては、地方公共団体の監査権限が及び資本金等の出資率が4分の1以上の法人を対象として記載をしておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

以上が、協議第28号 一部事務組合等の取扱いについての説明でございます。よろしくご協議いただきますようお願いを申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて」、説明がありました。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第28号 一部事務組合等の取扱いについて」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「協議第29号 清掃事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局。

#### **協議第29号 清掃事業の取扱いについて**

片野事務局次長 それでは、協議会資料の112ページをお開きください。

協議第29号 清掃事業の取扱いについて。

清掃事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年11月7日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

清掃事業の取扱いについては、原則として、現行のまま新市に引き継ぐ。

なお、合併後、現行の一般廃棄物処理計画を見直し、制度の統合を図る。

1、ごみ及び資源の収集等については、当面現行どおりとし、地域の特性を勘案した中で、段階的に相模原市の制度を基本に統合を図る。

2、し尿及び浄化槽汚泥の収集については、合併後速やかに、収集体制の見直しを行う。

3、ごみの焼却施設及びし尿の処理施設については、当面現行どおり稼働し、合併後速やかに、新市における施設全体の配置計画を策定する。

4、清掃事業に係る使用料及び手数料については、相模原市の制度を基本に、原則として、

合併時に統合を図ることといたしております。

下段の調整方針一覧でございますが、番号1から番号58までございます。重立った事業につきましては、後ほど清掃事業の現況比較の中でご説明をさせていただきます。

117ページをお開きください。

清掃事業の取扱い方針の考え方についてご説明いたします。

最初に、1の基本的考え方についてでございますが、ごみやし尿の収集運搬処分は、環境保全・公衆衛生の点から必要不可欠なものであり、住民の日々の生活に密着した清掃事業の取扱いを変更する場合には、十分な周知期間が必要となってまいります。このため、現在、津久井郡広域行政組合が実施している藤野町に係る清掃業務は、原則として、現行の制度のまま新市に引き継ぐものとしております。

なお、合併後速やかに、現行の一般廃棄物処理計画の見直しを行うとともに、新市における施設の配置計画を策定し、より効率的な収集・処理体制の構築を図っていかねばならないものと考えております。

恐れ入りますが、一番下の枠内がございます津久井郡広域行政組合解散後の清掃業務についてをご覧いただきたいと存じます。

先ほど一部事務組合等の取扱いの中でもご説明をさせていただきましたが、津久井郡広域行政組合の解散に伴い、現在藤野町において組合が行っている清掃業務については、一部の業務を除き、組合解散後、相模原市が業務を受託する方向で調整を進めております。

次に、2の一般廃棄物処理計画についてでございますが、市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と、基本計画の実施のために必要な実施計画を策定し、告示しなければならないとされております。

このため、合併後速やかに、新市全域を対象とした一般廃棄物の処理に関する事項について、現行の一般廃棄物処理計画を見直すものとしております。

続きまして、清掃事業の現況比較及び調整の具体的方針につきましてご説明いたします。

118ページをお開きください。

1の生活系ごみでございます。

藤野町は、城山町、津久井町、相模湖町の3町とともに、特別地方公共団体である津久井郡広域行政組合を設立し、ごみやし尿の処理を行っております。

ごみの出し方の区分といたしましては、相模原市は一般ごみ、資源、粗大ごみ、乾電池の

4 区分に対し、広域行政組合では可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの5 区分に分けられております。

収集頻度につきましては、相模原市は、一般ごみは週3回、資源は週1回に対し、広域行政組合では、可燃ごみは週2回、不燃ごみは週1回、資源ごみは月1回となっております。資源の収集につきましては、相模原市が三者協制度で行っているのに対し、広域行政組合は直営で行っております。また、ペットボトルにつきましては、相模原市がスーパーやコンビニエンスストアでの拠点回収に対し、広域行政組合では、不燃ごみとして週1回のステーション収集を行っております。

119ページをご覧ください。

粗大ごみにつきましても、相模原市は委託収集、広域行政組合は直営収集などの相違がございます。

このように、相模原市と広域行政組合では、ごみの区分、収集頻度、収集・運搬形態に大きな相違がありますことから、資料118ページの可燃ごみ、不燃ごみにかかわる区分の調整方針といたしましては、合併後3年を目途に、段階的に相模原市の制度を基本に統合するとしております。

次に、資源の調整方針といたしましては、相模原市におきましてもペットボトル等のステーション回収を行う予定としていること、また集団資源回収や資源分別回収事業についての見直しを行っていきたいと考えていることから、合併後3年を目途に、新市の制度を再検討した上で、段階的に統合するとしております。

また、粗大ごみの調整方針といたしましては、収集方法等については、合併後速やかに、相模原市の制度に統合するとしておりますが、手数料につきましては、使用料、手数料にかかわる基本方針に基づき、合併時に相模原市の制度に統合するとしております。

次に、2の事業系ごみの調整方針につきましては、広域行政組合では、一部、事業者の収集を行っていることや手数料などに相違がございますが、合併時に相模原市の制度に統合するとしております。

120ページをお開きください。

3のし尿、4の浄化槽汚泥でございます。

相模原市におきましては、し尿、浄化槽汚泥の収集は直営で行っているのに対し、藤野町におきましては、し尿は広域行政組合による委託収集、浄化槽汚泥は町の許可業者による収集を行っております。

このため、収集における調整方針といたしましては、合併後速やかに、新市における収集体制の見直しを行うといたしており、新市において、委託・許可業者との調整を図りながら、より効率的な収集体制を検討していきたいと考えておるところでございます。

また、浄化槽汚泥にかかる手数料につきましては、藤野町では、浄化槽清掃に係る補助制度がございますが、市と町では収集体制や手数料体系に差がありますことから、合併後速やかに、相模原市の制度に統合する。なお、受益者負担の均衡を図る方向で、新市における手数料体系の見直しを行うといたしております。

次に、5のごみ焼却施設、121ページになりますが、6のし尿処理施設につきましては、それぞれの施設能力等についてお示ししております。

先ほども申し上げましたが、合併時においては、すべての施設は当面現行のまま稼働することといたしており、合併後速やかに、新市における施設全体の配置計画を策定し、新市における処理体制を構築していきたいと考えております。

7の最終処分場につきましては、広域行政組合では、平成8年度から、すべての焼却残渣等の県外搬出を行っております。

このほかの事業につきましては、112ページから116ページにあります調整方針一覧のとおりでございます。

一例をご説明いたしますと、113ページの番号7、産業廃棄物処理業許可等申請手数料などに関する事務につきましては、保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合するといたしております。

また、114ページの番号22、美化推進事業に関する事務につきましては、それぞれ地域の特性や実情を踏まえて実施をしておりますことから、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事業内容については、地域特性を配慮し調整するといたしております。

個々の事業の事務事業現況調書につきましては、別冊1の1ページから60ページのとおりでございます。ご参照いただければと存じます。

以上、協議第29号 清掃事業の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第29号 清掃事業の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第29号 清掃事業の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第29号 清掃事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局、お願いいたします。

### **協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて**

片野事務局次長 協議会資料の122ページをお開きください。

協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて。

消防業務及び消防団の取扱いについて、次のとおり協議を求め。

平成17年11月7日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

内容のご説明に入ります前に、津久井郡4町の消防業務は、現在、津久井郡広域行政組合で実施されておりますので、この広域行政組合が実施している消防業務の取扱いについて、簡単にご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、127ページをお開きください。

一番下の枠内にございます津久井郡広域行政組合解散後の消防業務についてをご覧いただきたいと存じます。

先ほど一部事務組合等の取扱いの中でもご説明をいたしましたが、津久井郡広域行政組合の解散により、現在、藤野町において組合が行っている消防業務については、組合解散後、相模原市消防本部と津久井郡広域行政組合消防本部の組織統合を行い、相模原市が業務を受託する方向で調整を進めております。

したがって、常備消防に係る事項につきましては、実質的には、常備消防統合時に事務事業の一元化を行うこととなりますが、合併時まで藤野町の業務としては残ることから、資料中は「合併時」と記載をさせていただいております。



それでは、内容のご説明に入らせていただきます。

恐れ入りますが、122ページにお戻りいただきたいと存じます。

1、消防業務の取扱いについては、合併時に相模原市の常備消防制度に統合する。ただし、119番通報の受信については、合併時には現行どおりとし、新市において早期に指令システムを統合する。

2、消防団の取扱いについては、合併時に相模原市の消防団に統合するが、藤野町の消防団の現状を考慮しつつ新市の消防団の一体性が確保できるよう調整することといたしております。

調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

49項目の事務事業がございます。

この件につきましては、後ほど重要項目につきましてご説明をさせていただきますが、基本的には、相模原市の制度に統合することとしております。

それではまず、調整方針の考え方につきましてご説明をさせていただきます。

127ページをお開きください。

消防業務及び消防団の取扱いに関する調整方針の考え方について、ご説明いたします。

最初に、消防業務の取扱いについてでございますが、現行の津久井郡広域行政組合消防本部が実施している藤野町に係る消防業務は、相模原市消防本部の制度に統合するものいたします。

なお、津久井郡消防の本部機能は、相模原市消防の本部機能に統合するものとしませんが、各種申請等の受付窓口については、調整を図ります。

また、津久井郡消防の本署、分署、出張所及び派出所に配置されている部隊は現行どおりとしませんが、署所の呼称については検討します。

119番の受信については、常備消防統合時には現行どおりとし、津久井郡消防及び相模原市消防の2箇所の庁舎で行うものとしませんが、常備消防統合後、早期に新指令システムを整備し、一元化を図るものいたします。本来ならば、常備消防統合時に一元化することが望ましいのですが、相模原市の指令システムが更新時期を迎えており、二重投資を避けるという理由などから、このような考え方いたしました。

津久井郡消防の消防力ですが、現状は分散配置されており、現在、津久井郡消防において再編計画が検討されております。より効率的な部隊運用、部隊活動が実施できるよう、署所の配置等について検討を行い、新たな消防力整備計画を早期に策定する必要がございます。

続きまして、消防団の取扱いについてでございますが、藤野町の消防団は、合併時に相模原市の制度に統合いたします。

また、藤野町と相模原市の消防団の費用弁償及び報酬等は、支給額及び支給方法等に若干の差異がございますが、合併時に相模原市の制度に統合いたします。

なお、藤野町の消防団詰所・車庫及び消防団車両については、合併時には現行どおりとしますが、新市の消防団組織、活動基準と併せ、そのあり方を検討いたします。

恐れ入りますが、122ページにお戻りください。

調整方針一覧のうち、市民及び消防団員にかかわりのある重要な事務事業について、逐次現況比較を行いながらご説明いたします。

番号2の消防団長等報酬、番号3の消防団活動費でございます。

報酬額や支給単価等に差異がございますが、調整方針としては、合併時に相模原市の制度に統合するものいたします。

次に、番号4の消防団運営交付金でございます。

市町で算出方法が異なっておりますが、調整方針としては、合併時に相模原市の制度に統合するものいたします。

次に、123ページをご覧ください。

番号9の公務災害補償等でございます。

補償範囲、対象者等に差異はございませんが、防災訓練における補償の方法に違いがございます。調整方針としては、合併時に相模原市の制度に統合するものいたします。

次に、番号10の消防団員の任免でございます。

消防団員の年齢要件については実質的な差異はございませんが、入団要件が、相模原市は市内居住、藤野町は町内に居住又は勤務する者となっておりますことから、調整方針としては、合併時に相模原市の制度に統合するものとし、藤野町の「町内に勤務する者」の取扱いを検討することといたしました。

次に、番号14の常備消防組織でございますが、現在、相模原市は、1本部6課3本署12分署、定数605人、津久井郡消防は、1本部3課1本署2分署2出張所1派出所、定員111人の体制となっております。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、合併時には津久井地域の署所は現状維持とするが、津久井地域を含めた消防組織を検討することといたしておりますが、実質的には、現在の津久井郡消防の本部機能は、冒頭ご説明いたしましたとおり、広域行政組合解散後、相模原市消防本部と組織統

合を行う方向で調整をいたしております。

番号 15 の非常備消防組織、いわゆる消防団でございますが、相模原市は、1 団 9 分団、5 6 部、定数 7 6 2 人、藤野町は 1 団 7 分団、1 5 部、定数 2 4 7 人の体制となっております。部の配置人員に差異がございますが、調整方針としては、原則として、相模原市の制度に統合する。ただし、藤野町の消防団活動の実態を踏まえた新たな消防団組織を検討することといたしました。

次に、1 2 4 ページをお開きください。

番号 30 の消防力整備計画でございます。

津久井郡消防においては策定されておりませんが、常備消防を統合するにあたり、津久井地域の特性に配慮しつつ、一体性のある消防力整備計画を策定する必要があることから、合併時に相模原市の制度に統合し、早期に新たな消防力整備計画を策定することといたしました。

次に、1 2 5 ページをご覧ください。

番号 35 の常備消防出場体制でございます。

実働部隊数、出場隊数及び消防車両等の乗車人員など、出場体制に差異があり、当直勤務体制についても、相模原市が 3 部制、津久井郡消防が 2 部制となっており、常備消防統合時に 3 部制に合わせる予定であることから、合併後 3 年間で段階的に相模原市の制度に統合することとし、消防隊等災害出場部隊数及び消防車両等の乗車人員などについては、新たな消防力整備計画の策定を踏まえながら、消防署所の整備等と併せ検討することといたしました。

次に、番号 37 の消防支援隊の活動でございますが、大規模災害発生時に消防団が行う活動を後方から支援するため、藤野町において、平成 17 年 4 月 1 日に、消防団退職者及び消防職退職者により組織されたものでございます。相模原市にはこのような組織はございませんが、消防関係 O B の活用という視点で検討する必要があるがございますので、調整方針といたしましては、現行のまま新市に引き継ぐ。なお、地域防災活動の支援のあり方については、地域の実情を踏まえ、消防団組織と併せ検討することといたしました。

次に、番号 40 の救急高度化推進事業でございます。

救急業務に対する住民の期待が大きくなる中で、より充実を図る必要があるがございますので、合併時に相模原市の制度に統合することとし、さらに高度化推進事業を進めてまいります。

1 2 8 ページから 1 3 1 ページには現況比較を掲載しております。

このほかの事業につきましては、先ほどご覧いただきました調整方針一覧のとおり、基本

的に相模原市の制度に統合させていただくものでございます。

なお、個々の事業の事務事業現況調書につきましては、別冊1の61ページから112ページのとおりでございます。ご参照いただければと存じます。

以上、協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいでしょうか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りをいたします。

「協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第30号 消防業務及び消防団の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第31号 防災事業の取扱いについて」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局、お願いいたします。

### **協議第31号 防災事業の取扱いについて**

内田事務局次長 協議会資料の132ページをお開きください。

協議第31号 防災事業の取扱いについてでございます。

防災事業の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成17年11月7日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

防災事業の取扱いについては、災害時の対応に支障をきたさぬよう相模原市の制度に統合する。また、合併後3年を目途に事業の根幹となる地域防災計画を策定することといたしております。

調整方針一覧をご覧いただきたいと存じます。

調整方針一覧につきましては15項目の事務事業がございますが、基本的には、相模原市の制度に統合する又は現行のまま新市に引き継ぐといたしております。

番号1の防災会議の運営、番号2の防災対策普及啓発推進事業、番号4の災害に係る関係機関等との連絡調整、番号5の災害時における応援協定等、さらに、133ページ、番号7の総合防災訓練実施事業は、災害時の対応に支障をきたさぬよう合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、恐れ入りますが、132ページ、番号3の地域防災計画の推進をご覧いただきたいと存じます。

地域防災計画の策定の際には、新市域において発生が予測される地震、風水害等の災害に対し、過去の災害状況や土地利用の変遷等の調査、分析、検討を行い、地域の災害による危険を把握する防災アセスメント調査を新市全域において実施し、その調査結果をもとに地域防災計画を策定することとなりますが、災害はいつ起きるか分からないことから、職員の非常配備体制や災害対策本部の指揮命令系統は合併時に相模原市の制度に統合し、災害に備えていくものとするものであります。

したがって、調整方針を、合併後、速やかに着手し、3年を目途に策定する。ただし、新市における地域防災計画が策定されるまでの間は、1市1町の既存の地域防災計画を適用することとするが、非常配備体制に限り、合併時に相模原市の体制に統合するものでございます。

次に、番号6のがけ地等危険箇所の災害対策の総括及び調整事務につきましては、相模原市には県で位置付けている土石流危険対策箇所がございませんので、合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、土石流危険対策については、新市における地域防災計画が策定されるまでの間は、藤野町で定める地域防災計画を適用するものでございます。

次に、133ページをご覧いただきたいと存じます。

番号8の自主防災組織育成支援事業につきましては、自主防災組織が、地震や火災等から生命や財産を守るため、地域の人々が助け合い、地域社会の中で防災という共通の意識を持って結成されていることから、1市1町における現状の自主防災組織体制のまま育成強化を図るとともに、藤野町では活動助成金がございますので、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、助成金については、合併後3年を目途に見直しを図るものでございます。

次に、番号9の防災情報用施設維持管理事業についてでございます。

防災行政用無線には、住民への連絡用である同報系と職員との連絡情報交換を行う移動系

があり、1市1町がそれぞれ異なる周波数を電波管理局の許可により運用を行っております。電波の運用は、1市町村1波の周波数使用でありますことから、合併後は電波を統一することが必要となりますので、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、防災行政用無線については、新市において5年を目途に統合するものでございます。

次に、番号10の防災用車両維持管理事業、番号11の飲料水兼用貯水槽設置事業につきましては、現行のまま新市に引き継ぐものとし、その次の番号12の防災資機材整備事業から番号15の避難場所に関することまでにつきましては、地域防災計画をもとにそれぞれの整備計画を検討することとなるため、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、新市において策定する地域防災計画に合わせ見直しを図るものでございます。

次に、134ページをご覧いただきたいと存じます。

防災事業の取扱いの考え方につきまして、お示しさせていただいております。

1の防災会議でございますが、現状においては、各市町を所管する防災関係機関が一部異なりますので、合併時に委員の見直しを行いまして、相模原市の制度に統合するものでございます。

2の地域防災計画、3の防災行政用無線、それから、135ページにまいりますけれども、4の自主防災組織の取扱いの考え方につきましては、先ほどご説明をさせていただいたとおりでございます。

次に、136ページをご覧いただきたいと存じます。

防災事業の現況比較として、136ページから137ページにかけまして、4つの項目につきまして掲載をいたしております。

1の防災会議でございますけれども、相模原市と藤野町の主な違いを若干申し上げますと、相模原市は委員数が48名でございますが、藤野町は15名。それから、開催回数につきましては、相模原市、年2回、藤野町、年1回というような形になっております。報酬や旅費につきましても支給の仕方が変わってございます。

それから、2の地域防災計画でございますけれども、4段目の総合防災訓練のところをご覧いただきますと、市町とも予知対応型、発災対応型の訓練を行っているところでございます。

それから、避難場所につきましては、相模原市は、一時避難場所、491箇所等となっております。藤野町は、一時避難場所、22箇所等となっております。

次の防災備蓄倉庫につきましては、相模原市では、一般倉庫、8箇所等となっております。

て、藤野町におきましては、避難所対応倉庫が13箇所等となっているところでございます。

次の137ページの3の防災行政用無線でございますが、防災行政用同報無線につきましては、相模原市におきましては、4つ目の戸別受信機、これは96でございますけれども、藤野町におきましては、戸別受信機3,639という形になっております。

それから、防災行政用移動無線につきましては、移動局が相模原市は87に対しまして、藤野町は41というふうになってございます。

最後に、4の自主防災組織育成支援事業についてでございますけれども、自主防災組織の現状につきましては、相模原市は、単位自主防災組織、433組織、藤野町、11組織となっているほか、自主防災組織編成時助成金、それから自主防災組織災害活動用機材セット整備、自主防災組織活動助成金につきましては、ご覧のとおり、市町でその対応が異なっているところでございます。

以上、協議第31号 防災事業の取扱いについての提案のご説明をさせていただきました。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第31号 防災事業の取扱いについて」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

佐々木委員。

佐々木（道）委員 それでは、佐々木でございますけれども、地域防災無線の5年を目途に整備するという形で区切られておりまして、詳細を見ていきますと、藤野町だけが各家庭に受信機が配布されているというような形になっております。相模原市、他の3町につきましては、スピーカー方式というような形になるのかなと思うんですけれども、藤野としましては、この防災無線に関しては、5年後の見直しということでございますけれども、廃止ということではなくて、むしろ、ほかのものに変わるのであっても、色々な通信手段、町全体のコミュニティ通信手段として残しておきたいと思っておりますので、これは町内の色々な連絡等に使用したいと思っておりますので、5年を目途に検討ということでございますけれども、町としては、戸別受信機については廃止をしないで、そのまま使えるような形で是非検討してほしいと思っております。要望でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） ほかに。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第31号 防災事業の取扱いについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第31号 防災事業の取扱いについて」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」を議題といたします。

事務局から資料の説明をいたさせます。

事務局。

### 協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について

内田事務局次長 それでは、協議会資料の138ページをお開きください。

協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権についてでございます。

地域自治区等の設置及び都市内分権について、次のとおり協議を求めらる。

平成17年11月7日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置として、市町村の合併の特例等に関する法律第23条第1項の規定に基づく地域自治区を次の「地域自治区の設置に関する協議」のとおり設置する。

新市全体の都市内分権の在り方については、平成23年4月を目途に検討する。

この場合において、都市内分権の在り方の検討結果が、本協議事項に影響を及ぼすと認めるときは、設置期間等協議事項を変更する措置を講ずることといたしております。

次に、地域自治区の設置に関する協議につきまして、ご説明をさせていただきます。

第1条、地域自治区の設置でございますが、市町村の合併の特例等に関する法律に基づきまして、合併前の藤野町を区域とする地域自治区を設置するものでございます。

第2条、地域自治区の名称でございますが、藤野町（ふじのちょう）とするものでございます。

第3条、地域自治区の設置期間でございますが、合併の日から平成23年3月31日まで



とするものでございます。

第4条、地域自治区の事務所でございますが、第1項におきまして、事務所の位置、名称、所管区域につきましては、表にお示しをさせていただいております。また、事務所は、市長の権限に属する事務の一部を分掌し、地域協議会の庶務を処理するものでございまして、事務所には事務所長を置くこととするものでございます。

139ページをご覧いただきたいと存じます。

第5条、地域協議会の設置でございますが、地域住民の意見を反映させるため、地域自治区に地域協議会を設置するもので、その名称につきましては、藤野町（ふじのちょう）地域協議会とするものでございます。

第6条、地域協議会の構成員でございますが、地域協議会の構成員につきましては、地域自治区内に住所を有する者のうちから市長が選任をいたしますが、その定数は30人以内で、任期は2年とするものでございます。

なお、報酬は支給しないものでございます。

第7条、地域協議会の会長及び副会長でございますが、本条につきましては、地域協議会の会長及び副会長の選任の方法、任期、会長の職務及び会長の職務代理者などについて規定をするものでございます。

第8条、地域協議会の権限でございますが、第1項におきましては、第1号から第3号に掲げております地域自治区の事務所が所掌する事務、地域自治区の区域に係る事務、また地域自治区の区域内に住居を有する者との連携強化に関する事項のうち、市長その他市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長その他市の機関に意見を述べることでございます。

第2項におきましては、地域自治区の区域に係る合併市町村基本計画の変更、合併協議会における協議事項及び重要な事務事業の調整方針の変更、基本構想及び総合計画の策定又は変更などに関しまして、市長はあらかじめ地域協議会の意見を聞かなければならない旨を定めるものでございます。

また、第3項におきましては、市長その他市の機関は、只今ご説明いたしました第1項、第2項の意見を勘案して、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならないとするものでございます。

140ページをご覧いただきたいと存じます。

第9条、地域協議会の会議でございますが、地域協議会の会議の招集手続や成立要件など、

会議の運営に関する基本的な事項につきまして規定をするものでございます。

第10条、委任でございますが、協議書に定める事項のほか、地域自治区の組織及び運営に関して必要な事項については、市長が別に定めることとするものでございます。

次に、141ページに、参考といたしまして、地域自治区等の設置及び都市内分権の考え方について掲載をしてございます。

1、基本方針でございますが、これらの内容を、今ご説明申し上げました地域自治区の設置に関する協議に盛り込んでいるものでございます。

それでは、142ページをお開きください。

協議で定める項目と法律上の根拠ということで、法律の条文に対応して書かさせていただきましたけれども、これについても協議の中に盛り込んでおるものでございます。以下、同様でございます。

143ページについても同様でございますが、この143ページの4番、地域自治区の事務所についてでございますけれども、先ほど申し上げましたように、事務所の事務につきましては、市長の権限に属する事務の一部を分掌する。それから、地域協議会の庶務を処理するということでございます。それから といたしまして、事務所の長といたしましては、長は事務吏員とするというものでございます。

それでは、144ページをご覧くださいと存じます。

これは地域自治組織等の概要ということでございますが、従来、一番右端にございます地域審議会ということで制度は当初あったものでございますけれども、合併特例法の改正などによりまして、左から2番目と3番目、地域自治区、合併新法に伴うもの、それから合併特例区、合併新法に伴うものということで新たな制度ができたものでございます。

また、一番左端にありますのは地方自治法の改正に伴う地域自治区でございまして、これにつきましては、一つの市の中、全区域を区域を分けて設置するということで、市町村の一部に設置することはできないという特徴がございます。

今回、こちらで協議をお願いしておりますのは、左から2番目の合併新法に伴う地域自治区でございまして、設置手続については、関係市町村の協議、それから議会の議決という形になっております。

右側の合併特例区と違いますのは、左から3番目の合併特例区については上から5つ目に設置期間がございますけれども、5年以内ということで、期間を延長することはできないというふうになってございますけれども、地域自治区につきましては協議により定めるという

ことで、地域の実情に応じた適切な期間を設定するという事で合併新法による地域自治区はなっておるところでございます。

以上が主な違いでございます。

それから、145ページに、藤野町区域、合併後は藤野町（ふじのちょう）ということになりますけれども、そこに設置される地域自治区のイメージがございます。これは先ほどの協議の内容を図案化したものでございますけれども、市長と地域自治区の関係でございますが、地域自治区の中の総合的な事務所につきましては市長の指揮監督を受けるというものでございまして、総合的な事務所の中には、本庁の出先機関、あるいは自治区の事務所が置かれるということでございます。

それから、地域協議会との関係につきましては、地域協議会の委員を市長が選任いたしまして、色々な重要事項につきまして諮問をし、地域協議会から意見を市長がいただくと、このようなことになっておりまして、右側に「協働」というふうに書いてございますけれども、住民、町内会、NPO等との協働により市政を運営していくというものでございます。

以上、協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権についての提案のご説明をさせていただきます。よろしくご協議くださいますようお願い申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から、「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」、説明がありました。

ここで協議に入らせていただきます。

只今の説明に対しましてご意見等がございましたら、お願いをいたします。

佐々木委員。どうぞ、佐々木委員。

佐々木（宣）委員 この都市内分権ということで、牛山先生がいらっしゃると大変ありがたいと思っているんですけども、今日は何かいらっしゃらなくて残念に思うんですけども、まず、分かりやすく私がするために、145ページの図を見ますね。いずれは藤野がこういう格好になる訳です。私が都市内分権について大変興味を持っていることは、まず第一に、牛山先生はエンパワーメントだと。つまり、住民が政治意識を上げて、そして方法、政治に関する方法だとか能力、力量を獲得する、それがエンパワーメントだというふうに書いてございますけれども、どうも、この構図を見る限り、今の状況よりも 今は議員がいて、そして町長がいる場合には、選挙という厳然としたチェック機能が働きますけれども、この場合は充て職になるし、選挙というものが無い訳ですね。相模原の市長が選任する訳ですから、相模原の市長が物すごい眼力のあるときは、これはいいかもしれませんけれども、なかなか

それは望みにくい。では、こういうふうに地域自治区になったときに、何がチェック機能になるか、これが一番大切なことになると思う訳です。

私は、この構図の中に、地域協議会をチェックする機能、また住民同士が、どのようにしてこの地域協議会に住民が訴えることができるか。それには、意見の交換媒体、そういうものが必要ではないかと思うんです。なぜかと申しますと、簡単に言えば、一番簡単な話は、藤野町で町の便りを出しています、毎月1回。あれに必ずノーカットで、人の意見を、町政に対して意見を述べたい人が、無料でそこにB4半面、片面ぐらいでも使って、必ずノーカットで配布してもらえる、そういう意見を出す場を、意見交換の媒体の場を作らないと活性化がないのではないかと思います。

例えば、充て職で来ていますと、藤野の委員は余り出席がよくない訳です。これは充て職だから。それから住民も、藤野で合併の合併というのは、これは物すごい藤野町にとっては重要なことな訳です。それでも出席が悪い。そういうふうになってくると、だんだん合併によって政治離れが起こってしまう。政治離れが起こってしまう、それでは困る訳です。そのためにも、媒体として必ず、人の誹謗中傷は困りますけれども、行政に対する批判、それから建設的な意見、そういうものを無料で載せてくれる、そしてそういうことを通してお互いの意見交換ができる、そういう情報のキャッチボールができる意見交換媒体を設置してもらわないとうまくいかないとは私は思っています。

それから、例えば、皆さんは、国の政治については非常に媒体が進んでおりますから、マスコミで取り上げますから、色々な評論家の意見も聞くし、国の政治については大変詳しい訳です。ところが、相模原市の人にしてみれば、藤野町の政治がどうなっているかも分からないだろうし、藤野町の人にとっては、相模原がどんなふうになっているかということは、国に関して知っているよりも、ずっと知る範囲が少ない訳です。こういうふうになるのはなぜかという、相模原市にも、藤野にも、ニュース解説をしてくれる人がいない。そして隣の人が何を考えているのかも分からない。だから、自分もおっかないから黙っている。どんどんどんどん政治離れが進んでくる。こういうものを解消するには、やはりその皆さんの意見がじかに行政にぶつかり、またはほかの市民にも届くような媒体として町というものは、町でも市でも必ず広報を出しますね。広報と一緒に意見をノーカットで出す。そして、それに対して、素晴らしい意見に対しては評価をする。こういうようなことをやっていかないと、日本の自治、地方自治というものはなかなかメークしていかないのではないかと、私はこんなふうに思っております。

ですから、この藤野町は、鈴木町長さんにも4日に私もお願いしたんですけれども、この皆さんの意見をノーカットで載せる。無料で載せる。B4半分ぐらい、毎回、誰でも使える。それがいっぱいになるようだったら、私は成功だと思います。刷り切れないほどいっぱいになれば成功だし、まあ、そんなに意見は出てきません。でも、それでも、そういうことを介して、皆さんの行政に対するニーズを掘り起こしていく。そして、情報のキャッチボールをしている間に情報がたまってきたら、物言わぬ市民に対してはアンケートで、行政がしっかりと行政ニーズを把握しないと、真の意味での行政改革は成り立たない。ずれてしまう。市民のニーズとずれてしまう。非常に危惧するべき状態になってしまう。ですから、私は、この合併が単なるスケールメリットだけの合併になるのか、素晴らしい合併になるのかは、この地域自治区の成否にかかわるのではないかと考えております。

そのためには、これからはITの時代です。逆に言えば、自分の意見をEメールとか色々な形で瞬時に送ることもできるし、携帯なんかを上手に使えると瞬時にアンケートもとれる。こういうふうにIT技術を徹底的に駆使して、この大きくなった相模原市の行政ニーズを徹底的にくみ上げていく。そうしないと、相模原市はなかなかいい市にはなっていないのではないかと私は思っております。逆に、これが成功すれば、素晴らしい市になるのではないかと私は思っております。

今後、私も、今、基本計画について色々なことを書いて、今、書きためておりますけれども、どうしてもこの一番重要なところ、皆さんがこういう意見交換の場又は市民トークの場、そういうものの設置というものがない限りはなかなか難しいのではないかと考えて、ここでちょっと皆さんに、この辺に関して意見がある方があったら伺いたいという気持ちで、お願いとともに意見を述べている訳です。

終わります。

鈴木副会長（会長職務代理者） 事務局、何かございますでしょうか。

お願いいたします。

大貫企画部会長 只今ご意見をいただいた訳でございます、企画部会長でございます。お答えできる部分はさせていただきますと思います。

まず、地域自治区の大切さについてお話をいただいた訳ですけれども、まさしく、私どももそのとおりだというふうに思っております。本文に書いてありますけれども、「合併前の地域の歴史や文化などの特色を生かしつつ、合併後の新市における一体的なまちづくりを円滑に進めるための経過措置」というふうに書いてありまして、この一行に集約されている

のかなというふうに思っております。これを民主的に進めるための機関として地域協議会がありまして、地域協議会につきましては、私どもがということよりも、地域の中から選出いただき、そして公募委員さんが入って、民主的な運営がなされるんだろうというふうに思っております。

それからもう1点、広聴の反対意見というお話がございました。ちょっと相模原市の現状についてお話をさせていただきたいと思うんですが、今のお話は、広報、広聴の部類に属するお話かなというふうに思うんですけれども、現在の相模原市では、広報、広聴の関係で体系がございまして、1つは集会による広聴。これは、地域市政懇談会、それから市民と市長が語る会、子ども議会等々ある訳でございます。これが1点目です。それから2つ目が、調査による広聴という制度がございまして、これにつきましては、市政に関する世論調査とか市政モニターを行っております。それから3つ目、今お話がございましたけれども、個別による広聴というのがございまして、現在、わたしの提案という制度、それから市民電子会議室というものを持ってございまして、市民の広場がございまして、ここにつきましては、市民の方が好きに、自由に意見を書き込んでいただける。その書き込まれた意見について、市民の方が自由に見られ、自由に意見を書き込めると、このような制度も現在持っている訳でございまして、年間190件程度使われているという状況にある訳でございます。

それからもう1点、3点目の地域自治区の広報のお話でございます。やはり双方向で情報が公開され、意見が言えると、そういう状況が必要になるだろうというふうに思う訳ですけれども、地域自治区につきましても、広報を月1回、今後とも継続したいということと、それからまた、インターネット等々を使いました情報提供については積極的に努めていきたい、そのように考えている訳でございます。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 佐々木委員、引き続き。

佐々木（宣）委員 ちょっと私、聞き取りがよくできていなくて申し訳ないんですけれども、私が一番申し上げたいのは、一方的に聞くということではなくて、市民から一方的に行政が聞くということではなくて、行政と市民も情報のキャッチボールをするし、市民と市民がキャッチボールをする。一番大切なことは、隣の方が又は市民の中のどれだけの人が自分の意見に賛成してくれているかと、そういうような自分の意見の実感を持てるような、そういう双方向。行政と市民という縦の関係ではなくて、市民と市民が情報のキャッチボールができる。おまえさんのこの前書いたあれに関しては、こういう批判があるよとか、それから行政

に対してやっても結構です。そういうものを蓄積していく。そして、なるべく市民に任せて、ニーズを作らせる。そして、それを行政が最終的にはアンケートなり市民トークをやり、色々なことをやって、ニーズとしてしっかりとらえる。

こういうことをやると何が素晴らしいかという、行政というのはすべてやる訳ではないんですね。例えば、そういうことが分かって、市民のニーズが分かれば、どんなメリットがあるか。ここが一番大切なんです。例えば、民間の人がニーズが分かれば、そこでビジネスができる訳です。つまり、この相模原市は活性化される訳です、経済の面においても。そういう面においても、マーケットリサーチをしないで、中小企業でも参加することができる。しっかりニーズが分かれば、経済的にペイできるものは民間がやる。そして、どうしても自然の循環だとか人手がかかる。それだけけれども、やらなければならないものはボランティアを使ってやる。いよいよできないものを行政がやればいい訳です。そういう区分けをする面においても、しっかりと住民のニーズをとらえなくては行けないと、私はこう思っております。

これからは、行政が福祉国家だ、福祉国家と何でもやる時代ではない訳です。行政を小さな政府にしなければならないような時期にも来ている訳です。そういうときに、しっかりと住民のニーズ又は住民の中で政治意識が上がっていく。そのうまく政治意識を上げていくということに関して、やはりそういう情報のキャッチボール、そういうことが必要なのではないかと。隣の人が何を考えているのか。そして市民の中で議論を闘わせる。お互いがよく分かる人は、相模原市の評論家になり、藤野町の評論家になり、新市の評論家になって、お互いに政治意識を上げていく。市民レベルで上げていくと、こういうことをやらないとなかなか難しいと私は思っております。そういう意味で、色々なメディアを使いまして、なるべく無料で情報のキャッチボールができるようにしていかないと、都市内分権は難しい。それがあれば、その選挙というチェック機能がなくても都市内分権の地域協議会はうまくいくのではないかと、こう私は思っております。

鈴木副会長（会長職務代理者） 事務局、何か。

井口委員。

井口委員 相模原の井口でございます。

地域自治区の中の地域協議会の運営に関してだと思っておりますけれども、今お話があったような内容を行政の人に作ってください、やってくださいという視点では、この地域自治区の地域協議会、せっかく作ったものが、意義が失われてしまうと私は思います。今みたいなお

話をやはり地域協議会の中で話し合っ、自主的に、行政の人にやってくださいではなくて、自分たちでこういうのをやっていこうと話すところにこの仕組みの意味があるので、細かい色々な要望を行政の人にやってくださいというのではなくて、やはり公募委員でも何でもいいから、この地域協議会の中に入って意見を述べて、みんなの合意を形成して、自分たちで行政にこういうことをやっていこうということを地域協議会として提案をして、足りないところに行政の力を借りるとというのが、エンパワーメント型のこの地域の作り方ということだと思っんです。

だから、今回、この地域自治区の設置に関して、細かいことを、行政に、こういうことをやりましよう、ああいうことをやりましようという議論ではなくて、地域協議会にはそういうこともできるような仕組みを作っていきましようというところで、この合併協議会の中では話が終わるべきだと思っております。細かい枝葉の話の要望になってくると、何か、いま一つ、話を聞いていると、よく分からなくなってきてまいます。この地域自治区が確かに合併後の都市内分権に向けた一つの試金石になって、この地域自治区が本当に機能的に有効に機能していかないと、地域自治区、都市内分権までは発展していかないとかなと思っているので、ここはすごく大切だと思っているんですけども、自分たちのところを自分たちで決める。こんなことをやりたい、あんなことをやりたいというのを地域協議会の中で決める、そういう視点でいかないといけないのかなと、聞いていた感想です。あれをやらましよう、これをやらましよう、あれを作ってください、これを作ってくださいということではいけないのかなという感想です。

鈴木副会長（会長職務代理者） 佐々木委員。

佐々木（宣）委員 私は、行政に何をやっくれと言っている訳ではないんです。場を作ってくださいと、こう言っているんです。これは誤解なさらないでください。私は、無料で意見が出せる、配布できる、そういう場を作ってください。

それから、今、議会というものがありますね。それから地域協議会というものがありますね。結局、今、こっちは、相模原市は市長と市議会があっ、藤野は藤野町長と藤野町議会があっ、この市議会又は町議会と住民の意思のそごというのはかなりあるんです。かなりある。だから、私はもっと草の根的に、ここの委員でない人からも意見が出てくるようにしないとまずいですよ。これが自主的にやれと言ったって、意外とできないものなんだ。それが証拠には、藤野の議会を見ていてください。藤野のぼろを言っは申し訳ないけれども、藤野の住民投票と議員の数の賛成、反対とは随分ずれている。こういうところを是正するた



めにも、選挙という機能がない場合には、この地域協議会でないところからも意見がどんどん入らないとチェックが働かないですよと、私は最初に言ったんです。その辺は理解していただかないと、私は、行政に全部おんぶしろなんて言った覚えは一つもございません。私は、そういう場を作りなさいと、こう言っている。

そして、この地域協議会がすべてうまく機能するのではなくて、こういうものに対して住民の厳しいチェックがないと、今の議会だって、選挙という機会があってもなかなかチェックができ切らないのに、こういう選挙がなくなってしまうたら、この地域協議会というものが住民に対して、住民のニーズを本当にくみ上げられるかどうかというのも疑問な訳です。政治というのは、絶えず権力を持った者に対して、憲法なんかでも、その権力が乱用されないように又は好き勝手にされないように、住民が不断的努力をもって絶えずチェックをしないと民主主義はうまくいかないんだよというのは憲法にも書いてございます。

私の言いたいのは、この協議会というのは、もちろんうまくやっているときはうまくいくかもしれないけれども、それに対するチェック機能として色々なことをやらなくてはいけないと私は言ったつもりなんです。舌足らずで誤解なされていると困りますので、はっきり申し上げておきます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 末永委員、ちょっと待ってください。

先に、中道委員、お願いいたします。

中道委員 私は今の意見の関係ではございませんけれども、よろしいですか。

鈴木副会長（会長職務代理者） はい、お願いします。

中道委員 地域自治区ですけれども、これがしっかり機能していけば、地域にとってありがたいことかなと思っております。ただ、今の説明でいきますと、平成23年3月31日までとするという説明でございました。そうなったときに総合事務所はどうなっていくのか、また総合事務所が出張所になってしまうのかどうか、その辺を聞きたいなと思います。

併せて、平成23年の4月を目途に都市内分権を検討するというところでございますけれども、相模原市のホームページによりますと、2002、3年ごろから人口、また面積等をかんがみながら検討をしているようでございますけれども、これは、地域自治区をやりながら、並行してそれも考えていくということかどうか、お伺いします。

鈴木副会長（会長職務代理者） 事務局、答弁、お願いします。

大貫企画部会長 では、お答えをさせていただきます。

まず、平成23年の3月31日までということで決められておる訳でございますけれども、

この23年4月と申しますのは、1つは、協議の方針の中の事務事業の一元化の調整方針が5年になっている、そういう背景もあります。それからもう1点、都市内分権の検討期間を平成23年3月末ということで、4月から新たな都市内分権に向かっていこうというような考え方である訳でございます。

その間どうするのかということですが、相模原市はモデル地区 都市内分権を平成23年の4月から進めるために、現在、色々な検討をしております。1つ、今年度からモデル地区を定めたいというふうに考えてございます。現在、出張所管内、それから出張所関連が12出張所ございます。それから公民館区が6ございまして、エリアで申し上げますと18地区ある訳ですけども、この中から2地区を選びまして、今年度、モデル地区を定めて都市内分権の検討。なお、検討につきましても地域で考えていただくと、そういうようなことの中で、2地区をモデル地区として検討していきたい。来年度もまた2地区増やしていきたいというふうに考えてございます。その市内のモデル地区と合わせて、同じように、藤野町の地域自治区につきましても同じような位置付けの中で、今後、23年4月に向けたモデル地区として色々事業を行ってまいりたいということでございます。

それから、23年の4月の段階の都市内分権はどうなっているかというお話であろうかと思うんですが、具体的には、まだ正確には決まっておる訳ではございませんで、都市内分権の実現に向けて、行政分権と、それから市民分権をどうやって図っていくかということについて、今後、モデル地区等々の中で検討していくというようなことでございます。

それからもう1点、総合事務所がどうなるかというお話でございますけれども、この都市内分権が現状よりも後退するということはないだろうというふうに考えてございまして、総合事務所については、出張所になるというのではないだろうと思っておりますけれども、今後ともこういう性格の総合事務所というのは存続するというふうに考えてございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） お願いいたします。

馬場総務部会長 総務部会の方からお答えをさせていただきますが、今、地域自治区につきましては企画部会長からお話がありました。地域自治区がなくなった場合、総合的事務所がどうなるのかというようなお話でございますが、今日の資料の、例えば143ページの下段の、前回協議されました協議第14号のところにも記載がございますように、現在の藤野町の役場につきましては、合併前の役場における住民サービス、あるいは地域の拠点として窓口業務、またまちづくりや産業振興、こういった支援する機能を持つ総合的な事務所として位置付けるということでございまして、なおかつ、地域自治区につきましては、地域自治区

事務所の機能も持つということですから、総体的には、現在行われている住民サービスを確保するための組織、総合的な事務所はずっと位置付けられる、こういうふうにご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか、中道委員。

中道委員 はい。

鈴木副会長（会長職務代理者） 続きまして、末永委員、お願いいたします。

末永委員 藤野の末永です。よろしく申し上げます。

地域自治区の3月31日という期限なんですけれども、中道委員とちょっと重複するんですけれども、この根拠というんですかね。先ほど説明の方で5年間ということでしたんですけれども、これは、説明の方の地域自治区、144ページでは「上限なし」と書かれているんですね、この設置期間に関しては。これは、141ページの、この住民の意向を反映するということで、この設置期間とか、そういうのを決めていくべきものではないかなと自分は思っているんですけれども、これは、ここに23年3月31日までとするという限定がされていますと、ちょっとこの時点で果たして都市内分権が有効に活用されるかどうか、これが一番の判断基準だと思うんです。これは、よく判断基準が確定されて、初めて都市内分権、地域自治区が設置期間を終了するということになると思うんですけれども、そこら辺の判断基準の明確化をもっとよく説明していただければ幸いですと思うんですけれども、よろしく申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 事務局、答弁、お願いいたします。

大貫企画部会長 先ほど私、「5年」と申し上げましたけれども、1市2町のときに5年ということ、4年になろうかというふうに思います。最終的には23年3月31日までということ考えてございます。

この議論につきましては、5年間で都市内分権が実現できるのかというようなお話もございまして、遅れるのではないかという意見がある一方、早くなったらどうするんだという意見があった訳でございます。5年にさせていただいた理由につきましては、先ほど申し上げましたように、事務事業の一元化が最大5年ですから、5年の間に色々な動きがあるだろうというようなこと。それから、都市内分権の検討の在り方を5年というふうな考え方でおりましたものですから5年。今から言えば4年というふうになっているものでございます。

それからもう1点、このところで、この場合において、検討結果が本協議事項に影響を及

ぼすと認めるときはという規定がございまして、これにつきましては、その議論を踏まえまして、短くなったり長くなったり、そういう状況があったときにつきましては、設置期間等の協議事項を変更する措置を講ずるといようなことを、あえて、前回の協議会るとき以降、入れさせていただいて、弾力的に取扱おうということでございます。

以上でございます。

末永委員 わかりました。

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

佐々木委員。

佐々木（道）委員 今回の関連でございますけれども、要は、藤野としましては、総合的な事務所の機能をずっと将来にわたって残してほしいということで、今、事務局の説明がありまして、残すという話でございますので、そこら辺は協議会の資料の中へ文章でうたい込んでほしいということなんですね。非常に行政の効率化で、職員の削減等も聞いています。また一部では、住民200人に1人ぐらいの職員ということも聞いています。そんな中で、藤野町は人口1万そこそこでございますけれども、ただ広域、広い地域をその職員がカバーしなければいけないということでございますので、単に住民の数と。また、地域と勘案して総合事務所的な機能を特に、山岳地帯でございますので災害等も非常に多く発生します。是非総合事務所を将来にわたって残すというような形で文章化をしてほしいと思います。これは、議長、議決をしていただければ助かるんですが。

以上です。

鈴木副会長（会長職務代理者） 事務局、答弁、お願いします。

田所事務局長 只今の総合的な事務所の関係でございますが、第3回の協議会の際、事務組織及び機構の取扱いの中で、藤野町の役場は、合併前の役場における住民サービスを確保し、地域の拠点として、窓口業務をはじめ、まちづくりや産業振興を支援する機能を持つ総合的な事務所とするということで既に決定をいたしておりますので、これについてはこういった形で取扱われるということでございます。

それから、只今のご質問の中で、ちょっともしかしたら誤解があるかもしれないんですが、総合的な事務所の考え方、それから地域自治区をどうするかという、この問題は別な問題となるというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。あくまでも、5年というのは、実質的には、藤野町の場合、4年になるかと思いますが、これについては地域自治区の設置を目標として4年としていると。23年までとしているということでご理解をいただけ

ればというふうに考えております。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

佐々木委員。

佐々木（道）委員 たびたびすみません。理解が悪いのかどうか分かりませんが、要は、藤野町としては、将来にわたって総合的な事務所としては存在をしますということでございますね。

鈴木副会長（会長職務代理者） 事務局。

田所事務局長 現段階での協議の中では特に期限を設けておりませんので、当分 当分と  
いいですか、この協議の中では総合的な事務所として存続をさせるということでございます。  
ただ、これは、当然、時代の流れ、時代の変化、色々なことがこれから起きると思います。  
ですから、ここで未来永劫というふうに言われましても、それはお約束できるような内容で  
はないというふうに考えてございます。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 佐々木委員。

佐々木（道）委員 了解しました。

鈴木副会長（会長職務代理者） ほかに。

相澤委員。

相澤委員 藤野町の相澤です。

139ページの地域協議会の説明の項目を読みますと、主に、合併の基本計画の変更に関する見守りのような使命があるのではないかなというふうに思うんですけども、例えば、現在進められている事務事業の一元化では、現行どおり移行するというような文言が大変多くございますけれども、それでは、既成の事実を作ってしまうと、現行どおり移行したらいいのではないかなという考えも出てくるんですけども、合併という事柄が目の前にありますと、行政としてもそういうふうに動くことはできないと思うんですね。そうしますと、現在問題になっているような事柄をこの地域協議会の方で検討していただくというようなことになるのではないかなと思うんですけども、そうなりますと、見守りというよりも、その中で決定した事項をどうやって効力を持って機能させていくかということが重要なことになろうかと思うんですけども、この協議会では予算の議決権はない訳でありまして、心配することといいますと、どういうふうな効力が与えられ、機能していくかということ

ご説明いただけたらありがたいと思います。

また、そうでなければ、今までどおりの地域審議会と同じような、絵にかいたもちになってしまう可能性もあるかと思うんですけども、そのあたりの違いといいますか、ご説明いただけたらありがたいと思います。

鈴木副会長（会長職務代理者） 事務局、答弁、お願いいたします。

大貫企画部会長 協議事項の8条に地域協議会の権限がございます。この第1項につきましては、地域協議会が自ら意見を述べるができるということで、3項目、広く掲げてございます。それから2項につきましては、市長は地域協議会の意見を聞かなければならないと、こうなっております、合併協議会における協議事項、それから重要な事務事業の調整方針の変更とかが入ってございます。3項に、市長その他の機関は、必要があると認めるときは適切な措置を講じなければならないというふうに書いてございまして、意見を単にいただくというようなことではなくて、あえて3項を起こしまして、必要があると認めるときは適切な措置を講じなさいというような規定を入れ込んで、この規定の中で対応するということになるかというふうに思います。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか、相澤委員。

ほかにございますか。

それでは……。

佐々木委員。

佐々木（宣）委員 今、ちょっと私、最後に全部読み終わって、あれなんですけれども、議会というものは解散とか、住民の意に反した場合には、住民は色々な抵抗権といいたいでしょうか、そういうものを持っている訳ですね。この地域協議会というのは、市長が決めて地域協議会ができ上がりますね。権限はなかなかそんなに議会ほどはないでしょうけれども、結局、これに対して住民が、先ほど私が言ったような意見交換の媒体となるような、意見を交換する、広報にそういう意見を自分が無料で出せるというようなことが必要なんですけれども、そのほかに、例えば、議会に対してリコールをすると同じように、こういうものに対して、協議会に対する規則として、例えばチェック機能はほかに 牛山先生、どうですか。こういうものはどう考えられますか、チェック機能がないということに対して。

牛山アドバイザー すみません、遅れてまいりまして、公務で。チェック機能というのは、地域協議会の委員を解任するとか、そういう形でしょうか。

佐々木（宣）委員　そうです。

牛山アドバイザー　それについては、議員の皆さんのように選挙を経て任命されて、議員として活動されて、しかも色々な権限をお持ちでいらっしゃるというものとやはり違いまして、地域の意見を取りまとめる。それから、そもそも、その皆さんが地域の住民の皆さんを代表するという代表制の問題よりも、むしろ、たくさんの皆さんの意見を聞いて新しい新市の行政に反映させるという仕組みですので、そういう形、イメージされているようなミニ議会というふうなイメージ、あるいはその性格とは異なるというふうにお考えいただいた方がよろしいかと思えますけれども。

鈴木副会長（会長職務代理者）　どうぞ。

佐々木（宣）委員　例えば、この地域協議会でも何でも、結局、ここを通して意見を出すということになる訳でしょう、ニーズを出すときには。例えば、色々なのが上がってくる。そうすると、その人は立派な人ばかりいないかもしれない。例えば、一方的にこっちばかり通して、地縁、血縁でやってしまったとか、いなかったら意外とそういうものが往々にあるんですよ。そういう場合にはどういうふうにチェックできますか。

牛山アドバイザー　ですから、地域協議会そのものが、議会、あるいは首長のように制度の中で何か権限を持って行動するということに対して、例えば、おかしいではないかとか。逆に言うと、地域協議会そのものも、例えば市長が、例えばですが、市長が非常に、藤野町の中でご自分の言うことを聞いてくれるばかりの方を選んでいるというふうなことというのは、もちろん、市長そのものの姿勢とか、議会のあり方とか、そういったものと全部絡んでまいりますよね。ですから、そういう制度の中で、やはりこの地域協議会というのは、一つとして、住民の意見を直接反映させるための仕組みとして合併の中で特例として準備されているということで、そのほかにも、こういう制度以外にも、例えば、都市内分権とか、今、相模原市でも、市民参加の委員会とか、たくさん出てまいりますよね。こういったものとの、様々なそういう参加の仕組みの一つとして位置付けていただいて、そのトータル、制度トータルの中でこの地域協議会は考えていただくという方が正確だと思うんですけれども。

鈴木副会長（会長職務代理者）　はい、どうぞ。

佐々木（宣）委員　選任者の責任だと、選ばれたのではないから。だから、もしそれに対して住民が不満があるんだったら、市長に言えという訳ですね。

鈴木副会長（会長職務代理者）　はい、どうぞ。牛山先生、お願いします。

牛山アドバイザー　先ほど申し上げた、地域の問題としてそういうような状況が非常に起き

て、たくさんの住民の皆さんが、それはおかしいではないかということになれば、それについて、当然、市全体の問題として問題になるでしょうし、そこでやはり市長、あるいは議会の皆さんと協議しながら、あるいはそこで問題化して、その問題を解決していくということになるかと思えますけれども。

鈴木副会長（会長職務代理者） ほかにございますでしょうか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にご意見がないようでございますので、お諮りいたします。

「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」は、原案のとおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 異議なしとの声がありましたので、「協議第32号 地域自治区等の設置及び都市内分権について」は、原案のとおり決定をいたしました。

次に、報告事項に移らせていただきます。

「報告第11号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その3」について、事務局から一括して報告をいたさせます。

事務局、お願いいたします。

### **報告第11号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その3**

片野事務局次長 それでは、協議会資料の146ページをお開きください。

報告第11号 各種事務事業の取扱いについて（Ｃランク）その3。

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり報告する。

平成17年11月7日提出、相模原市・藤野町合併協議会会長職務代理者。

147ページをご覧いただきたいと存じます。

調整方針一覧（Ｃランク）の事務事業のうち、主な事務事業につきましてご説明いたします。

表の右側の欄、「別冊2、ページ」と記載させていただいておりますのは、別冊2、事務事業現況調書のページをお示しさせていただいておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

最初に、建築部会所管の事務事業でございます。

番号1の地区計画推進経費でございます。



良好な環境の維持保全をすべき地区などにおいて地区計画を定めるもので、藤野町では地区計画を定めている地域はございません。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、番号４の屋外広告物許可等経費でございます。

中核市事務でありますことから、藤野町につきましては、現在、神奈川県が所掌いたしております。調整方針といたしましては、中核市事務のため、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号５の相模原市建築基準条例でございます。

建築基準法の規定に基づき、区域等の指定及び建築物等の制限の付加を行うことを目的としているものでございます。藤野町では、現在、神奈川県建築基準条例が適用されております。調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

１４８ページをお開きください。

番号２０のホテル等建築の適正化に関する条例に関する事務でございます。

ホテル等の建築をしようとする場合に、事前に届け出を行い、条例で定める構造等の基準に適合させるもので、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

次に、番号２５の建築審査等の事務でございます。

建築確認申請に対する確認の審査等に関する事務で、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

１４９ページをご覧ください。

番号３６の被災建築物応急危険度判定事務でございます。

地震で被災した建築物の被害状況を調査し、二次災害の防止を図るもので、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

次に、番号３８の市営住宅維持管理補修事業でございます。

市営住宅入居者の管理及び施設の維持管理に関する事務で、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

１５１ページをお開きください。

選挙管理委員会部会所管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

主な事業といたしましては、選挙管理委員会の運営、選挙啓発、選挙執行に係る事務等でございます。ほぼ同様の事務事業を行っているものでございます。調整方針といたしまして

は、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

なお、投票所の数につきましては、有権者の利便性も考慮し、当面、統廃合はせず、現行どおりとし、開票所につきましては、期日前投票や開票事務の効率化を考慮し、検討してまいります。

152ページをお開きください。

監査委員部会所管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

主な事業といたしましては、定期監査、随時監査等でございます。合併後の監査委員数につきましては、現在の相模原市と同じく4人で、各種監査につきましては、地方自治法に基づいて行うものでございます。調整方針といたしましては、番号1の監査委員費から番号11の報告の徴収等の11事業につきましては、合併時に相模原市の制度に統合するものとし、番号12の外部監査につきましては、藤野町には制度がございませんので、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

153ページをご覧いただきたいと存じます。

会計部会所管の事務事業につきまして、ご説明いたします。

番号1の収入事務及び番号2の支出事務でございます。

事務処理等については、ほとんど相違はございません。

次に、番号3の指定金融機関等でございます。

指定金融機関及び収納代理金融機関の公金の取扱い状況等の検査関係の事務でございます。

以上の3事業につきましては、市町の事務の内容にほとんど相違がないことから、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度に統合するものでございます。

番号4の公共料金支払基金の運用管理でございます。

電気、ガス、上下水道、電話等の料金を、口座引き落としの方法で支払うために設けた基金でございます。藤野町にはこの制度はございませんので、調整方針といたしましては、合併時に相模原市の制度を適用するものでございます。

以上、報告第11号 各種事務事業の取扱いについて（Cランク）その3のうち、主な事務事業につきましてご説明をさせていただきました。よろしくお願いを申し上げます。

鈴木副会長（会長職務代理者） 只今事務局から報告がありました。

只今の報告に対しましてご質問等がございましたら、お願いをいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、特にないようですので、只今報告をいたしました事項につきましては、ご承認をいただいたものといたします。

#### その他

鈴木副会長（会長職務代理者） 次第の4、その他に移らせていただきます。

（1）「今後の協議会開催日程（案）について」、事務局より説明をいたさせます。  
事務局、お願いいたします。

#### その他（1）今後の協議会開催日程（案）について

#### その他（2）その他

田所事務局長 本日ご配付をさせていただきました、今後の協議会開催日程（案）についてをご覧いただきたいと存じます。

次回、第6回の相模原市・藤野町合併協議会でございますが、資料に記載してございませうとあり、平成17年12月4日、これは日曜日で大変恐縮でございますが、午後2時から、相模原市にございます相模原市消防指令センター、4階の講堂で開催をさせていただきたいと考えております。

なお、次回の協議事項につきましては、具体的な期日を決めるために再度ご協議をいただくこととなります合併の期日について、それから議会議員の定数及び任期の取扱いについて、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについての、以上、3項目についてご協議をいただく予定といたしてございます。

なお、資料等につきましては、事前に配付をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

鈴木副会長（会長職務代理者） その他、事務局より何か報告する事項があったら、お願いをいたします。

田所事務局長 特にございません。

鈴木副会長（会長職務代理者） 以上で、次第の4、その他について終了させていただきます。

はい、佐々木委員。

佐々木（宣）委員 よその3町の進捗状況をちょっとだけ聞かせていただけるとありがたいんですけども。

鈴木副会長（会長職務代理者） 事務局、お願いします。

田所事務局長 今、3町ということですが、城山町を含めた1市3町ということではよろしいでしょうか。実は、冒頭、ちょっと鈴木副会長の方からのお話にもございましたが、1市3町、つまり相模原市、城山町、津久井町、相模湖町の1市3町の合併協議会につきましては、今日、この会議終了後、午後5時から、この会場で第3回の協議会を開催する予定でございます。ただし、この第3回の今日の会議につきましては、合併協議会を休止する方向で、現在、各首長によって協議がされてございますので、その内容について協議会の方にご報告をさせていただき、協議会の委員の皆様のご意見を伺うというようなことで今考えてございます。

それから、1市2町、津久井町、相模湖町につきましては、既にご承知のとおり、来年の3月20日に合併するというところで総務省の告示もなされておりまして、現在、合併に向けた色々な事務の統合について、具体的な調整を行っている段階でございます。特に、電算システムの統合等については既に着々と進めているというような状況でございます。事務事業の調整、合併協議会としては約1,300項目近い協議を行った訳でございますが、その一つ一つについて、現在、具体的な調整を行っているというような状況でございます。

以上でございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） よろしいですか。

〔発言する者なし〕

鈴木副会長（会長職務代理者） 以上で、次第の4、その他について終了させていただきます。

最後になりましたが、アドバイザーの牛山先生からご講評、ご意見なりをいただければと存じます。

牛山先生、よろしくお願いいいたします。

牛山アドバイザー 牛山でございます。改めまして、公務で遅刻いたしまして大変申し訳ございません。

私、今、協議32号の地域自治区の設置及び都市内分権についてというところから参加させていただきまして、申し訳なかったんですが、実は、昨日、一昨日と、日本地方自治学会という学会がございまして、そこでも合併やこの地域自治のあり方について大分議論がございました。やはり合併によって自治体規模が大きくなって、遠い自治体行政になっては困るではないかという議論も大分ございまして、ある意味、その地方制度調査会の議論をされた岩崎美紀子先生という方にご議論をいただいて、この問題について、我々、研究者の間でも大分深めたところであります。

そういった意味で、この地域自治区のあり方というのは、1つは、この制度の問題として用意されているものがございまして。その中で、とにかく旧編入される市町村といえますね。法律的には編入される側の市町村の声が、住民の皆さんの声が行政に届かなくなること避けるために、この制度を当分の間、置いていくんだということが一つございまして。そこで、先ほど佐々木委員からお話がありましたように、では委員はどういうふうな形でという具体的なお話がございましたが、やはり一方では、地域から選出される、議会という非常に重要な住民の代表機関があります。そこでの議論。それから、皆さん、これから次の選挙、もし合併すれば、次の選挙等で選んでいく市長、こういった具体的に制度化された代表機関の議論、これとやはりそういう参加の議論と並行してやっていくという、ある意味、間接民主制と代表民主制の両方を強化していくというふうな議論がこれからなされていくんだと思います。

藤野町の皆さんのお気持ちとしては、ではそういう仕組みをずっと続けてほしいというふうなお気持ちがあるのは当然でございまして、やはりそれは、今の人口的には大きい小さいがありますから、声が届かなくなってしまうのはどうなんだと。その部分は当然ご心配がありますので、この地域協議会、この制度として法律の中で決められているものと同時に、今、例えば、ご指摘がありました相模原市の方で議論している都市内分権の問題。これも、現相模原市にとっても大変大きな問題で、議会の皆さんや、あるいは自治会連合会の皆さんと詰めながら具体的に考えていくことだと思っておりますが、それを、例えば、では5年後、あるいは10年後か何年後か分かりませんが、どういう形で具体的にしていくのかということと、それから、皆さんの地域自治の問題もありますが、当然、相模原市全体の、要するに市長、議会の皆さんを含めた制度の問題とか条例の問題とか、おっしゃった参加、広聴、広報、こういった問題については、具体的に、合併した後、今度は市民の皆さん、同じ市民になる訳ですから、そこからさらに議論を進めていって、例えば、今の相模原市で行って

る議論とどんどん一緒にさせながら、地域自治のあり方、それから市政全体の参加、協働のあり方、これを詰めていくと、そういうことになるかと思えます。

もちろん、藤野町の皆さんがおっしゃるように、それについての担保、保証が欲しいということは当然でございますが、逆に、相模原市の今やっている作業を今の協議の中で先行してやるというふうなことになりますと、ある意味、合併協議に介入するということになってしまいう面もありますので、やはりその辺、非常に難しいんですけども、そういう共通の議論の場を作りながら、少しずつ、新市ができましたら新市のあり方について議論していくということになるかと思えますので、その点、制度の問題と、やはりこれから具体的に議論していく、そういう課題等、難しさはありますけれども、この合併をよい意味でいい地域ができる合併にするためには、そういう形で議論をさらに進めていくということになるかと思えます。

また、この場ではあれですけれども、色々またご議論させていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

鈴木副会長（会長職務代理者） ありがとうございます。

## 閉 会

鈴木副会長（会長職務代理者） それでは、閉会とさせていただきたいと思えますが、最後に、相模原市、加山助役より閉会のごあいさつをお願いいたします。

加山委員（相模原市長職務代理者） 本日は、長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございます。前回に引き続き、小川市長が不在の中でございましたが、円滑な協議が行われましたことに感謝申し上げます。

本協議会において協議すべき事項も残り少なくなってまいりましたが、委員の皆様には、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

以上を持ちまして、第5回相模原市・藤野町合併協議会を終了させていただきます。ありがとうございます。

鈴木副会長（会長職務代理者） ありがとうございます。

閉会 午後3時58分

相模原市・藤野町合併協議会会議運営規程の第8条第3項の規程により署名する。

平成17年12月16日

会議録署名人 三 橋 豊

会議録署名人 佐 々 木 道 他